

平成 28 年度の保険料率について（改定のお知らせ）

平成 28 年 2 月 11 日に開催された組合会において、次のとおり保険料率の改定が承認されましたのでお知らせいたします。（近畿厚生局認可 H28.2.24）

改定の理由

1. 健康保険料率（調整保険料率を含む）

当組合では、平成 25 年度に 50/1000（5%）から 65/1000（6.5%）、また平成 26 年度にも 80/1000（8%）へと 2 年連続で保険料率の引上げを実施してまいりました。

平成 27 年度は料率を据え置きましたが、ここ数年、高齢者納付金支援金等の特定保険料が占める割合が高まり、また平成 27 年度後半には被保険者・被扶養者において入院時の高額医療費が続出しました。

当組合は比較的保有財産に余裕があり、その保有財産を取り崩して事業運営を行ってききましたが小規模組合のため医療費の増減の影響が大きく、安定した事業運営のため平成 28 年度は 90/1000（9%）への保険料率の引上げによる増収と保有財産の財源を合わせて、収支のバランスを図ってまいります。

2. 介護保険料率

平成 27 年度における介護被保険者の人数が予想より減少したため、介護納付金納付に不足が生じ準備金からの繰入を増額（678 千円）する予算の変更を行いました。平成 28 年度は 14/1000（1.4%）から 16/1000（1.6%）に改定を行い収支の均衡を図ります。

改定の内容

1. 健康保険料（調整保険料を含む）

現行保険料率 80/1000	事業主負担率 40/1000
	被保険者負担率 40/1000

 調整保険料 1.35/1000（事業主 0.675/1000 被保険者 0.675/1000）を含む

改定後保険料率 90/1000	事業主負担率 45/1000
	被保険者負担率 45/1000

調整保険料 1.30/1000（事業主 0.650/1000 被保険者 0.650/1000）を含む

2. 介護保険料

現行保険料率 14/1000	事業主負担率 7/1000
	被保険者負担率 7/1000



改定後保険料率 16/1000	事業主負担率 8/1000
	被保険者負担率 8/1000